



OKAYA



2022年5月19日

各位

会社名 岡谷電機産業株式会社
代表者名 代表取締役 高屋 鋪 明
社長執行役員

(コード番号 6926 東証スタンダード市場)

問い合わせ先

常務執行役員 金丸 昌雄
経営企画室長

(TEL 03-4544-7000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月19日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第99回定時株主総会に、以下のとおり定款の一部変更について付議することを決議したので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 役付取締役と執行役員の位置付けの明確化

当社は、業務執行に係る迅速な意思決定及びその実行を効率的に進めるため、執行役員制度を導入しております。定款において役付取締役と役付執行役員の定義を明確にすることで、業務執行体制の一層の機動的・効率的な運営を図るものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款の変更をいたしたいと存じます。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定できるようにするための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 当社定款各条の軽微な文言の修正

当社定款各条の軽微な文言の修正を加えるものであります。

2. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月24日
定款変更の効力発生日	2022年6月24日

3. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

以上

(別紙) 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更又は削除部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 電子機器用・通信機器用部分品、電気部品の製造および販売 2. 通信機器、電気計測器、電子応用装置、産業用・民生用電気機械器具の製造および販売 3. 電気機械器具設置工事、電気工事、電気通信工事、計装工事の請負および保守 4. 情報処理、情報通信に関する機器、ソフトウェアの製造および販売ならびに賃貸 5. 理化学機器、医療用機器、精密測定器ならびにそれらの部品の製造および販売 6. 不動産の賃貸 7. 前各号に附帯する一切の事業	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 電子機器用・通信機器用部分品、電気部品の製造 <u>及</u> び販売 2. 通信機器、電気計測器、電子応用装置、産業用・民生用電気機械器具の製造 <u>及</u> び販売 3. 電気機械器具設置工事、電気工事、電気通信工事、計装工事の請負 <u>及</u> び保守 4. 情報処理、情報通信に関する機器、ソフトウェアの製造 <u>及</u> び販売 <u>並びに</u> 賃貸 5. 理化学機器、医療用機器、精密測定器 <u>並びに</u> それらの部品の製造 <u>及</u> び販売 6. 不動産の賃貸 7. 前各号に附帯する一切の事業
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都世田谷区におく。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都世田谷区に置く。
第4条～第7条 (条文省略)	第4条～第7条 (現行どおり)
(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て <u>および</u> 募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利	(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て <u>及び</u> 募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利
(単元未満株式の買増し) 第9条 当社の株主は、株式取扱 <u>規定</u> に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。	(単元未満株式の買増し) 第9条 当社の株主は、株式取扱 <u>規程</u> に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
(株式取扱規定) 第10条 当社の株式に関する取扱い <u>および</u> 手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱 <u>規定</u> による。	(株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する取扱い <u>及び</u> 手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱 <u>規程</u> による。
(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人をおく。 ② 株主名簿管理人 <u>および</u> その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿 <u>および</u> 新株予約権原簿の作成 <u>ならびに</u> 備置き、その他の株主名簿 <u>および</u> 新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人 <u>及び</u> その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿 <u>及び</u> 新株予約権原簿の作成 <u>並びに</u> 備置き、その他の株主名簿 <u>及び</u> 新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
第12条～第13条 (条文省略)	第12条～第13条 (現行どおり)
(招集権者および議長) 第14条 (条文省略)	(招集権者 <u>及び</u> 議長) 第14条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第16条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第16条～第17条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>第18条～第20条 (条文省略)</p>	<p>第18条～第20条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会)</p>	<p>(取締役会)</p>
<p>第21条 当社は、取締役会をおく。</p>	<p>第21条 当社は、取締役会を置く。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>
<p>第22条 (条文省略)</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(執行役員及び役付執行役員)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会規定)</p>	<p>(取締役会規程)</p>
<p>第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p>	<p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>第27条～第28条 (条文省略)</p>	<p>第28条～第29条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p>
<p>(監査役および監査役会)</p>	<p>(監査役及び監査役会)</p>
<p>第29条 当社は、監査役および監査役会をおく。</p>	<p>第30条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p>
<p>第30条～第34条 (条文省略)</p>	<p>第31条～第35条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(監査役会規定) 第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。	(監査役会規程) 第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
第 36 条～第 37 条 (条文省略)	第 37 条～第 38 条 (現行どおり)
(会計監査人) 第 38 条 当社は、会計監査人をおく。	(会計監査人) 第 39 条 当社は、会計監査人を置く。
第 39 条～第 46 条 (条文省略)	第 40 条～第 47 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新設)	<p>附則</p> <p>① <u>変更前定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>